

心理技官等専門職員による処遇困難者へのカウンセリングの実施

従前

過剰収容

複雑な人間関係・軋轢

工場就業等
集団生活の忌避

独居への逃込み

規律違反多発

処遇困難者

心情安定，集団生活への意欲喚起等各種働きかけ

改善策

少年鑑別所，少年院からのマンパワーの投入

(心理学，教育学の専門家である)

心理技官，法務教官による
面接，カウンセリング

実施状況

平成15年10月から実施済み

・平成15年10月14日付けで行刑施設における処遇困難な被収容者に対する少年施設職員による処遇支援の実施について（通達）

処遇困難者・・・規律違反行為を繰り返す者，集団生活になじめず長期間にわたり独居拘禁される者など。

・平成16年3月末日まで43の行刑施設で処遇支援を実施した。
（対象人員201名，支援職員数150名）

〔効果〕

「反発的言動が少なくなった」，「違反行為が減少した」，「工場への出役に意欲を見せ始め，その後出役している」等の報告があった。反面，「特に変化は見られなかった」，「いまだ意欲が見られない」等の報告もあった。